

(様式)

## 住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

平成29年4月27日

平成28年12月26日付け住民監査請求（平成29年2月23日付け大監第75号で通知）

所管区：住之江区

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
<p>本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。</p> <p>本件請求に関し、A地活協に対する調査を行ったところ、A地活協は、本件請求に係る活動実績を証明できる客観的な書類や記録をほとんど保管していないことが明らかになった。A地活協は、公金たる補助金を使用する者としての説明責任の観点から、補助金が支出先に現実に支払われた事実のみならず、補助事業が実際に行われた事実をも自ら証明する必要がある。そのため、住之江区は、A地活協の活動が要綱どおり行われているかを日常的に確認し、必要に応じて支援するとともに、補助対象となった活動に係る記録を保存するようA地活協への指導を徹底されたい。</p> <p>また、本件請求では、補助対象となっている活動についての住之江区の確認の程度が問題になっているにもかかわらず、本件請求提出後に、住之江区がA地活協に対して実施した調査の記録を残していなかった。</p> <p>さらに、住之江区に対し関係書類の確認を行ったところ、既述のとおり、平成26年度に交付した補助金に係る精算報告書を紛失していたことが判明した。</p> <p>このような基本的な事務が適正に遂行できていなければ、区のマネジメントに対する信頼は失墜する。住之江区は、真摯に反省し、今後、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>自律した地域運営を実現するため、地活協に対してはこれまで、平成28年10月に実務者交流会（会計編）を、平成28年11月～平成29年3月にかけて地活協運営に関する講習会を開催して必要な手続きを説明し、指導してきたところです。しかしながら、会計帳簿や収支予算書・決算書を作成し、保管するよう指導するにとどまっており、これらに加え、活動実績を証明できる客観的な書類や記録を作成の上、保管するようには指導できておりませんでした。</p> <p>今回の勧告を受け、A地活協に対して調査を行ったところ、実際には活動を実施していたと思われるものの、活動実績を客観的に証明する資料が保管されておらず、活動実績が確認できない活動も存在したことから、まず、会館利用にかかる活動の実績が確認できるよう会館利用簿を作成するよう指導し、2月から記録を開始しております。またこれら以外の活動についても必ず活動を客観的に証明する資料を作成保管するよう指導いたしました。</p> <p>平成28年度決算処理においては、すべての補助対象事業の活動実績を確認するための資料を添付するよう求め、必要に応じて実地調査を行いました。平成29年度においては、区役所職員が区内全地域活動協議会に出向き、毎月1回必ず会計処理や事業の実施状況、資料の保管状況を確認し指導を徹底してまいります。</p> <p>最後に、重大な事案であるにも関わらず記録を残していなかった点や書類の紛</p>

	<p>失など不適正な事務処理を発生させたことは、ひとえに当区の認識の甘さに起因するものです。これを深く反省し、今後は適正な事務処理を徹底してまいります。</p>
--	--